

## 令和3年度市・県民税に関するお知らせ

本年度の市・県民税の納税通知、納付方法などについてお知らせします。

### ■通知・納付方法

市・県民税の納税通知書はその人の納付方法によって異なります。納付方法は三つの方法に分かれます。

①給与所得者で市・県民税が給与からの特別徴収（給与天引き）特別徴収の納税通知書を勤務先の事業所を通じてお届けします。事業所には5月中旬ごろに送付しています。

②年金特徴（年金からの天引き）年金特徴になる人は、次の通りです。

・令和2年度から年金特徴が継続している人

・基準日（令和3年4月1日）の時点で新たに65歳となった人  
年金特徴開始の年となりますので、年税額の半分は普通徴収（個人納付）で納め、残り半分は令和3年10月から年金特徴となります。

※ご注意ください！

給与と年金それぞれから市・県民税が特別徴収される人には別々の通知となりますのであ

らかじめご了承ください。

### ③普通徴収（個人納付）

普通徴収になる人は次の通りです。

・営業や不動産など給与以外の所得がある人

・基準日（令和3年4月1日）の年齢が65歳未満で年金収入がある人

納税通知書は6月中旬に発送します。

令和3年度の市・県民税から適用される主な税制改正は、  
・給与所得控除・公的年金控除の改正

・基礎控除の改正

・寡婦（夫）控除の改正・ひとり親控除の創設 の3点です。

税制改正の詳細については、1月号の市政日より、または左記のQRコードを読み取り、ホームページをご覧ください。



市民税課

☎ 65 - 1224

FAX 65 - 1255

## ■新居浜市プレミアム付き地域応援券を販売します

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図りつつ、市民による市内での消費喚起を図り経済活動の回復につなげるプレミアム付き地域応援券を販売します。

対象 新居浜市に住民票のある世帯（1世帯1冊）

販売期間 6月14日（月）～8月31日（火）

利用期間 6月28日（月）～9月30日（木）

販売金額 1冊1万円（額面1万3千円分）

内訳 飲食店応援券8千円分（1千円×8枚）、共通応援券5千円分（1千円×5枚）

購入方法 1冊購入ができる購入引換券を、各世帯へ順次発送します。引換券に記載の購入場所に持参ください。

問い合わせ  
購入引換券に関すること

緊急経済対策室 ☎ 65 - 1584

地域応援券に関すること

新居浜商工会議所 ☎ 65 - 1151

その他 取扱店舗の募集もしています。詳細は新居浜商工会議所特設ホームページをご覧ください。

※今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、内容が変更になる場合があります。

新居浜市プレミアム付き地域応援券 購入引換券

この購入引換券1枚につき13,000円分の応援券1冊を10,000円で購入できます。

●販売期間 令和3年6月1日（火）～令和3年8月31日（火）

●購入場所 イオンモール新居浜、フジグラン新居浜、フジ新居浜駅前店、フジ本郷店、市内23郵便局（簡易郵便局除く）

●応援券が使用できる店舗  
取扱店舗の詳細は、販売窓口でお渡しします。また、新居浜商工会議所特設ホームページに掲載します。

●応援券利用期間 令和3年6月28日（月）～令和3年9月30日（木）

●注意  
・販売期間終了後、この購入引換券でプレミアム付き地域応援券の購入はできません。  
・領収証は発行しません。  
・購入引換券は、販売開始まで大切に保管ください。  
・購入引換券の配布は、1世帯に1枚です。

●購入引換券に関すること  
新居浜市緊急経済対策室 ☎0897-65-1584

●地域応援券に関すること  
新居浜商工会議所 ☎0897-65-1151

※販売店使用欄

販売場所	販売日	番 号

※購入引換券に記載されている販売開始が、新型コロナウイルス感染症の状況により変更となります。  
変更後の販売開始予定日 令和3年6月14日（月）

産業振興課

☎ 65 - 1260

FAX 65 - 1305

## ■お互いに支え合う地域共生社会の実現を

新居浜市地域福祉推進計画2021、新居浜市第3期障がい者計画、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画を策定しました。

### 助け合いながら地域をつくる

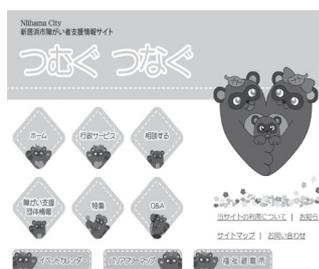
近年、人口の減少や少子高齢化、高齢者のみの世帯や単身世帯の増加などを背景として、地域活動の担い手不足など住民同士で支え合う力の低下、高齢者や子どもへの虐待、ひきこもりなど、新たな福祉課題が生じています。

地域の住民が支え合い、助け合いながら共に地域をつくっていく「地域共生社会」の実現を目指して、より効果的な地域福祉を推進するため、総合的、長期的な視点で地域福祉の取り組みの方向性および具体的行動指針を示す地域福祉計画として「新居浜市地域福祉推進計画2021」を策定しました。

また、障がい者の高齢化や、障がいの多様化に加えて、災害や感染症などが発生した場合の支援体制の確保といった新たな課題やニーズが生まれています。障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう

地域全体で支えるシステムの必要性はますます高まっています。

そこで、国の障がい者施策や制度に関する見直し、前計画の進捗状況の検証と評価を踏まえ、「新居浜市第3期障がい者計画」「新居浜市第6期障がい福祉計画」「新居浜市第2期障がい児福祉計画」を策定しました。地域で暮らす人のつながりを大切にするとともに、これらの各種計画に沿って、基本理念である「障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、支えあう地域共生社会の実現」に向け施策を推進します。



市障がい者支援情報サイト

地域福祉課

☎ 65-1237  
FAX 37-3844

## 「本市のめざす地域福祉の将来像」を実現するための基本目標

### 【基本目標1】

生涯を健やかに過ごす、健康なまちづくり

子どもから高齢者まで、自分の健康は自分で守ることを前提に、生涯スポーツや介護予防、医療体制の充実などに努めるとともに、地域で支え合い、みんなが健康で生き生きと暮らすまちを目指します。

### 【基本目標3】

やさしさで人がつながり、ともに支え合うまちづくり

地域のつながりを大切にして、みんなが助け合い支え合いながら、地域福祉活動、自治会や公民館活動、ボランティア活動などを充実して福祉サービスが行き届いた幸せを実感できるまちを目指します。

### 【基本目標2】

次世代につなげる、安全で安心なまちづくり

災害や犯罪から自分たちが住んでいる地域を守り、生活空間のバリアフリー化や公共交通をはじめとした都市基盤の整備、環境保全と美化などを進め、安全・安心・快適な暮らしやすいまちを目指します。

### 【基本目標4】

すべての人の権利と責任を大切に、生きがいあふれるまちづくり

市民一人ひとりが他者を尊重して思いやりや助け合いの心を持ち、高齢者、障がい者、児童などの権利を擁護し、経済的自立を支援するとともに、まちの将来を担う人材を育成して、生きがいを実感できるまちを目指します。

人がつながり  
支え合い  
健康でいきいきと  
暮らす福祉のまち  
にはま

## 各福祉計画における 令和5年度の目標値について

国の指針による障がい者（児）などの支援の観点から、令和5年度を目標年度として主に次のような目標値を設定しました。

	国の指針	新居浜市の目標
障がい福祉計画	①福祉施設入所者の地域生活への移行	令和元年度末の施設入所者数(174人)の1.7%削減した171人、計画期間中は11人がグループホームなど地域生活に移行することを目指します。
	②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療および福祉関係者による協議の場を設けるなど精神障がい者を支えるシステムの構築を目指します。
	③地域生活支援拠点などにおける機能の充実	拠点となる施設を1か所整備し、専門的人材の養成、確保を図ります。
	④福祉施設から一般就労への移行など	就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型などの利用者の増加を目指します。
	⑤相談体制の充実強化など	総合的・専門的な相談支援の実施などを行い、相談体制の充実強化を図ります。
	⑥障がい福祉サービスなどの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	地域課題を新居浜市障がい者自立支援協議会において抽出し、行政と障がい福祉サービス事業所と連携をはかり障がい福祉サービスなどの質の向上に努めます。
障がい児福祉計画	①児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実	令和5年度末までに児童発達支援センターの設置検討を進めます。保育所等訪問支援は利用できる状況であり、さらなる体制の充実を図ります。
	②児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保	本市では、重症心身障がい児が利用する児童発達支援および放課後等デイサービスの体制を整備しており、今後とも支援体制の充実・強化に努めます。
	③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	本市では、医療的ケア児等支援協議会を設置しており、今後関係機関の協力による支援体制構築に努めます。

## お困りのことはありませんか？ 委託相談支援事業所による「障がい者（児）総合相談窓口」

障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、相談支援事業を実施しています。障がいのある人の福祉に関するさまざまな問題について相談に応じ、必要な情報の提供や障がい福祉サービスの利用支援などを行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。

相談支援事業は、市内にある6つの事業所において委託実施しています。これらの事業所での相談業務のほか、研修会の開催や障がいを理解するための啓発活動なども行っています。

また、毎月1回、市役所1階地域福祉課で「総合相談窓口」を開設し、市民の皆さんの相談を受け付けています。毎日の生活を送る中で、不安な事、困っ

ている事、分からない事などを  
お話しください。

日時 毎月第2金曜 10時～12時  
場所 地域福祉課⑭番窓口  
担当 市委託相談支援事業所相談支援専門員

問い合わせ 相談支援事業所  
でんどん ☎40・8716

※予約不要・相談無料・秘密厳守  
【令和3年度実施日】

6月11日、7月9日、8月13日、  
9月10日、10月8日、11月12日、  
12月10日、令和4年1月14日、  
2月4日、3月11日

### ■委託相談支援事業所とは

障がいのある人や家族からの相談に応じ、必要な情報提供や福祉サービスの利用支援などを行っています。相談は無料です。

- ①支援センターあゆみ苑 ☎33-4655
- ②新居浜市社会福祉協議会  
障がい者相談支援事業所 ☎37-0702
- ③生活支援センターわかば ☎41-4881
- ④支援センターくすのき ☎41-6361
- ⑤まごころの会 ☎47-6682
- ⑥どんでんどん ☎40-8716



## 環境月間

6月5日は、「環境の日」です。1972年にスウェーデンのストックホルムで開催された「国連人間環境会議」で、日本の提案により、国連は、毎年6月5日を「世界環境デー」に決めました。日本では、6月を環境月間としており、環境基本法では6月5日を「環境の日」として定めています。環境の日は、環境保全について理解を深め、環境保全活動への積極的な参加意欲を高めようと、各地でさまざまな取り組みが行われています。この機会に環境問題について考え、行動してみませんか。

### 節電に取り組もう

これからの季節はエアコンや扇風機などの電化製品を使う機会が多くなります。節電への細かい気配りや最新の省エネ型家電を選ぶことで、家庭でできる省エネに取り組みましょう。無理のない範囲でこまめに節電に取り組みながら、これからの季節を乗り切りましょう。

環境保全課

☎ 65・1512

FAX 65・1255

## COOL CHOICEを実践しよう！



脱炭素社会づくりに貢献する製品への買い替え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化に資する「賢い選択」をしようという取り組みのことです。

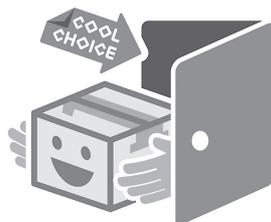
### 製品の買い替え

○省エネ家電に買い替えよう  
家電の省エネ化は毎年進んでいます。古い家電を使い続けることが、「もったいない」場合があります。



### サービスの利用

○宅配便の再配達を無くそう  
受け取り可能な時間帯を指定するなど、受け取り方を少し変えると、より便利に宅配サービスを受けられ、環境にもやさしくなります。



1回で受け取りませんか

### ライフスタイルの選択

○エコドライブを実践しよう  
ゆっくり止まって、ゆっくり走り出す。燃料消費量やCO2排出量の削減を心がけましょう。



これからの、マナー。



自然観察体験会



炭焼き体験学習会

環境保全課では、いはいは環境市民会議と協働して、自然観察体験会や炭焼き体験学習会などの環境イベントを開催したり、個人で取り組める環境活動として、自転車マイレージや環境家計簿の普及啓発を行ったりしています。詳細は、環境保全課までお問い合わせください。



環境活動に参加してみませんか？



## にいはまグリーンショップ・オフィス認定制度

ごみの減量化や再資源化、地域での清掃活動など、環境にやさしい取り組みを積極的にしている事業所を「グリーンショップ・オフィス」として市が認定しています。4月1日時点で36社の登録があります。

事業所で行っている環境保全活動や環境にやさしい取り組みを広くPRし、活動の幅をさらに広げていきませんか。皆さんの申請をお待ちしています。詳しくは、環境保全課までお問い合わせください。

対象	新居浜市内に店舗または事務所を有する事業者
申請方法	①所定の申請書を環境保全課へ提出します。 ②認定基準に該当するかどうか市が確認調査を行い、該当する場合には認定書を交付します。
認定基準調査	買い物袋などの持参運動の推進、詰め替え商品やエコマーク表示商品の積極的な使用、事務所などへの省エネルギー・新エネルギー設備の導入など、17項目中3項目以上実施しているかを調査します。
認定後	市のHPなどで認定店舗・事業所として掲載し、広報します。市民の皆さんに知ってもらうことで、店舗・事業所などの環境配慮活動がより活性化します！
認定期間	3年間（3年経過後は再申請）



市 HP



出前講座（環境かるた）の様子

☒ 新居浜市地球高温化対策地域協議会（事務局：環境保全課）  
 ☎ 65 - 1512  
 ☎ 65 - 1255  
 ✉ hozen@city.niihama.lg.jp



## ご利用ください環境出前講座 受講団体・講師団体 随時募集中！

環境出前講座では、皆さんがお住まいの地域に講師が出向き、身近な環境問題について、いろいろなテーマで講座を行います。メニューの中から興味のある講座を選び、一緒に環境について考えてみませんか。講師が環境問題について分かりやすく教えてくれます。講座は、10人程度から受講することができます。また、環境出前講座を行ってくれる講師も募集しています。環境に関する経験や知識をお持ちの人は、ぜひご応募ください。

講座テーマ	講師団体
地球温暖化と新居浜の温暖化 など	新居浜環境カウンセラー等交流会
残り物、まるごと食べる工夫 など	新居浜市食生活改善推進協議会
自然エネルギーによる電力の話 など	にいはま環境市民会議
生ごみたい肥化 など	垣生校区婦人会
地球環境・エネルギー実験 など	新居浜高専生物応用化学科
廃棄物処理の委託について	(株)イージーエス
環境保全、安全衛生などについて	住友化学(株)愛媛工場
エコアクション 21 の環境活動	(株)ヒロコウ
脱炭素社会に向けて、環境かるた、エコドライブのすすめ など	新居浜市地球高温化対策地域協議会

## 情報公開制度・個人情報保護制度

市では、公正で開かれた市政と個人情報の適切な取り扱いを推進するため、「情報公開制度」および「個人情報保護制度」を運用しています。両制度の運用状況について市民の皆さんにお知らせします。

【表1】公文書公開請求の実施機関別件数と処理状況

実施機関	請求（申出）件数	公開	部分公開	非公開	不存在
市長	48	30	18	0	0
消防	3	2	1	0	0
教育委員会	16	10	4	1	1
合計	67	42	23	1	1

※実施機関とは、情報公開条例および個人情報保護条例に定められた公開請求の対象となる機関で、市長、議会、行政委員会などをいいます。  
 ※個人に関する情報や、法令などで禁止されているものは公開できない場合があります。その場合は、部分公開または非公開となります。

### 情報公開制度の運用状況

情報公開制度は、皆さんの請求により、市が保有している行政情報（公文書）を公開するものです。令和2年度は、工事設計書、住居表示に関する資料など67件の請求がありました。

請求の結果は【表1】の通りです。

### 個人情報保護制度の運用状況

個人情報保護制度は、プライバシーの保護など個人の権利利益を保護するため、個人情報の収集、利用、管理など個人情報を適正に取り扱うものです。市が取り扱っている個人情報情報を明らかにするため、個人情報取扱事務を各実施機関からの届出制とし、閲覧することができます。令和3年3月末現在の取扱事務件数は604件でした。

また、自己情報コントロール権を保障するものとして、自己

情報の開示、訂正または利用停止の請求ができます。

令和2年度は、住民票交付申請書の開示請求など5件の請求がありました。請求の結果は【表2】の通りです。

【表2】個人情報開示請求の実施機関別の件数と処理状況

実施機関	請求（申出）件数	開示	部分開示	不開示	不存在
市長	5	1	4	0	0
合計	5	1	4	0	0

※自分以外の個人に関する情報や、法令などで禁止されているものは開示できない場合があります。その場合は、部分開示または不開示となります。

## ため池ハザードマップを更新しました

平成30年7月豪雨において、各地のため池が相次いで決壊したことを踏まえ、国が設定した新たな基準により防災重点ため池の再選定を行いました。

これにより増加した防災重点ため池※を、ため池ハザードマップに登載し、更新しました。

HPに掲載していますので、各自でダウンロードしてください。ため池決壊による浸水の範囲や深さを確認し、避難ルートや避難場所を決めましょう。

※防災重点ため池：決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設などが存在し、人的被害を与える恐れのあるため池



市HP

総務課

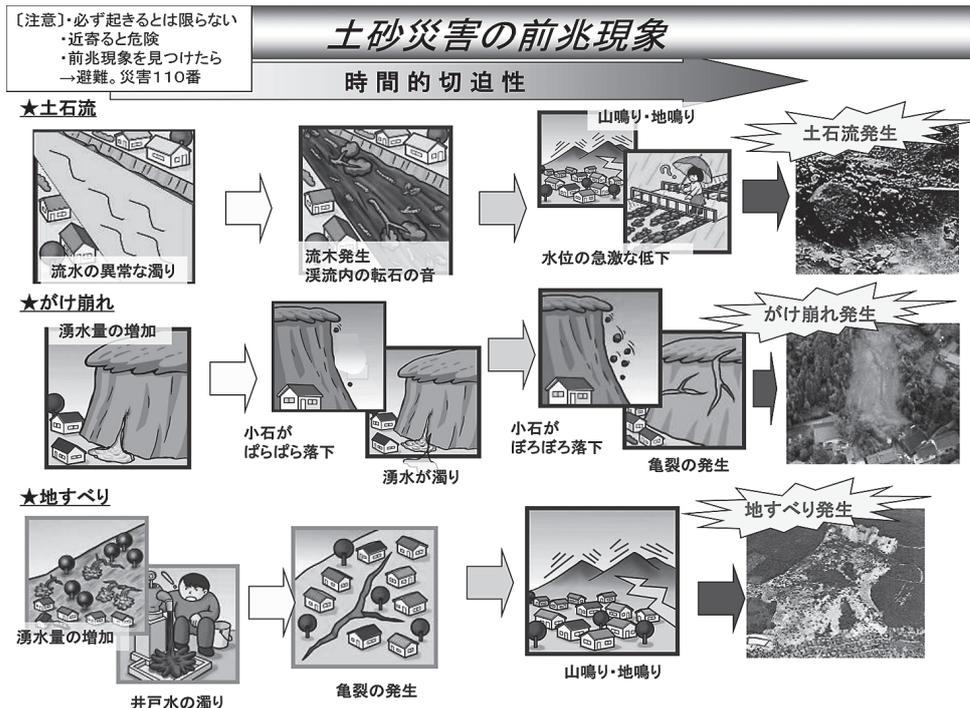
☎ 65-1212  
 FAX 65-1216

農地整備課

☎ 65-1263  
 FAX 65-1305

## 6月は土砂災害防止月間です

土砂災害は、豪雨や地震などに伴い突発的に発生するため、予想の難しい災害ですが、発生する直前には異常を知らせる前兆現象があります。日頃から注意し、次の図のような現象を発見したら、近所で声を掛けあって早めに避難してください。



都市計画課

☎ 65-1270  
FAX 65-1276

下水道建設課 (河川水路課)

☎ 65-1576  
FAX 32-5049

## 6月11日は「人権のつどい日」です

誰でも自由に参加できます。事前の申し込みなども必要ありません。気軽に参加してください。

日時 6月11日(金)

時間 19時30分～21時

場所 瀬戸会館(瀬戸町7番30号)

定員 50人

料金 無料

申し込み 不要

※マスクを着用してご参加ください。

内容 DVD「シェアしてみた  
らわかったこと」視聴

多くの人は「自分の普通の生活の中で差別はない。当然自分  
は差別をしない」と思っている  
かもしれません。では、「多くの  
人の普通」は、果たして本当に「普  
通」なのでしょうか？

少数の人は多くの人に合わせ  
るのが普通、「女性」「高齢者」  
など、特定の属性の人には分の  
わきまえ方がある、など：「普  
通」として発せられた言葉には  
無意識の偏見が含まれているか  
もしれません。あなたの「普通」  
について一緒に考えてみませ  
んか？

【STOP! コロナ差別 愛顔を  
守ろう!】

・感染者や医療従事者とその家族  
などへの差別、偏見、誹謗中傷は、  
絶対にやめましょう!

・私たちの敵は、「人」ではなく  
「ウイルス」です。みんなが冷静  
に行動し、感染症対策に取り組  
みましょう。



「人権のつどい日」  
明るい雰囲気、人権について考えています

人権教育課

☎ 65-1243  
FAX 65-1306